

令和7年11月10日

分 会 員 各 位

建設業労働災害防止協会栃木県支部
日光分会長 榎本 美明

「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転業務従事者安全衛生教育」の開催について

標記の教育を下記により開催いたしますので、受講希望者は**11月26日(水)**までに、
日光分会 (TEL 54-0140)へお電話のうえお申込みください。

なお、外国人従業員の方が受講する場合には、予約時にその旨お伝えください。

記

【概 要】 労働安全衛生法第60条の2において、「事業者は事業場の安全衛生水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている方に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない」とされています。

このような中、県内の建設業界では毎年のようにドラグ・ショベルをはじめとした車両系建設機械による死亡労働災害が発生しているほか、同機械による激突・挟まれ巻き込まれによる休業災害も後を絶たない現状にあります。

日光分会では、安全衛生パトロールやセミナーを通じて同機械による安全対策の徹底を呼び掛けておりますが、この度、再教育の機会と捉え、上記の教育を開催いたします。

【受講要件】車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了証をお持ちの方

1. 日 時 12月8日(月) 9時00分～16時50分 (受付8時40分～)
2. 場 所 日光市 落合公民館 (日光市小代439-3)
3. 定 員 50名 (先着順で定員になり次第締め切ります)
4. 受 講 料 11,500円 (税込) ※ 非会員は13,500円
5. 申込方法 申込書に車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了証のコピー、受講料を添えて提出してください。
(申込書は「建災防栃木県支部」のホームページからも入手可)
6. そ の 他
 - ・本教育はC P D S認定講習です。 (4ユニット)
 - ・建災防栃木県支部安全衛生活動令和8年度実績証明書申請に該当